

令和7年度 児童発達支援センターめだか 地域の障害児支援体制の状況及び取り組み

項 目	状況及び取り組み内容
市町村及び地域の関係機関との連携	・南部I障がい者自立支援協議会に参加。 ・児童発達支援連絡協議会に参加。 ・教育支援委員会、特別支援連絡協議会、要保護児童対策連絡協議会等に参加。
幅広い高度な専門性に基づく 発達支援・家族支援機能	・ことばや運動が気になる等支援を必要としている就学前の幼児を対象に療育を実施。 毎日通園児と併行通園児混合の3クラス編成 月曜日～金曜日 9:15～14:15 延長支援（8:15～9:15、14:15～18:00） ・支援プログラムや年間指導計画に基づいた療育、利用児の課題に合わせたクラス療育、グループ療育、個別指導を実施。 ・言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、構音検査、発達検査等の実施。 ・誕生会、参観日、遠足、運動会、発表会等の行事を実施。 クラス懇談時に就学についての話や安全計画、各種マニュアルについて説明。 ・小児科健診、歯科健診、保健指導等を実施。 ・総合避難訓練、合同避難訓練の実施。 ・ペアレントトレーニングを実施。（5月～8月） ・保護者との懇談を年3回実施。 ・保護者研修会、OB懇談会、交流会の実施。 ・年間研修計画を作成して施設内、施設外研修へ参加。 ・資格の取得（相談支援専門員、障害児支援コーディネーター、強度行動障がい支援者、医療

地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能	・地域の障害児通所支援事業所に対して、職員への相談援助や技術指導を行うとともに、センターでの療育見学を実施。
地域のインクルージョン推進の中核機能	・保育所等訪問支援事業の実施。 保育所等を訪問し、利用児が集団に適応できるよう直接支援の実施と職員への相談援助や技術指導の実施。 ・近隣保育所との交流保育を実施。 ・合同避難訓練を実施。（保育所、社会福祉協議会、地域の自主防災組織） ・就学に向けて学校見学の付添いや就学先、事業所等との連携。 ・就園に向けて就園先、事業所等との連携。 ・自治体職員や保育所等の職員に対して研修、センター見学を実施。 ・実習生、ボランティアの受け入れ。
地域の発達支援に関する入口としての相談機能	・障害児等療育支援事業の実施。 発達についての相談や見学等を実施。 個別指導や集団で行う親子あそびの教室を実施。 市町で実施することばの相談、フォローアップ教室や保育所等に職員を派遣。 支援が必要な在宅児等に対して訪問支援を実施。 ・障害児相談支援事業所めだかを併設。 ・子ども家庭センター、子ども女性相談センター等との連携。